

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第二百八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年十一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県新座市北野三丁目百二十一番五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

地番：埼玉県新座市北野三丁目

